

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【公表番号】特表2018-501241(P2018-501241A)

【公表日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2018-002

【出願番号】特願2017-532859(P2017-532859)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/545	(2015.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/28	(2015.01)
A 6 1 K	35/50	(2015.01)
A 6 1 K	35/51	(2015.01)
A 6 1 K	35/15	(2015.01)
C 1 2 N	5/0775	(2010.01)

【F I】

A 6 1 K	35/545	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	25/04	
A 6 1 P	37/06	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	35/28	
A 6 1 K	35/50	
A 6 1 K	35/51	
A 6 1 K	35/15	Z
C 1 2 N	5/0775	

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月17日(2018.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象における炎症障害の治療における使用的ための組成物であって、前記組成物が、  
 (i)前記対象と同性の1個体若しくは複数個体由來の幹細胞若しくは前駆細胞；又は  
 (ii)前記対象と同性の1個体若しくは複数個体由來の細胞の細胞培養物由來の細胞分泌

物

を含み、前記細胞又は前記細胞分泌物のいずれも、前記対象に対して自己ではない、組成物。

**【請求項2】**

対象における炎症障害と関連した疼痛の治療における使用のための組成物であって、前記組成物が、

(i)前記対象と同性の1個体若しくは複数個体由來の幹細胞若しくは前駆細胞；又は  
(ii)前記対象と同性の1個体若しくは複数個体由來の細胞の細胞培養物由來の細胞分泌物を含み、前記細胞又は前記細胞分泌物のいずれも、前記対象に対して自己ではない、組成物。

**【請求項3】**

前記細胞が、間葉系幹細胞(MSC)であり、任意で、

(i)前記MSCが、前記対象と同種異系である、又は  
(ii)前記医薬組成物が、均質なMSCの組成物を含む、又は  
(iii)前記MSCが、培養増殖細胞である、又は  
(iv)前記MSCが、脂肪組織、骨髄、胎盤、血液、若しくは臍帯血に由来する、又は  
(v)前記MSCが、同種及び同性の複数のドナー動物に由来する、

請求項1又は2に記載の使用のための組成物。

**【請求項4】**

前記炎症障害が、関節炎又は骨関節炎等の関節関連炎症障害である、請求項1から3のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

**【請求項5】**

前記対象が、雌である、請求項1から4のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

**【請求項6】**

前記対象が、雄である、請求項1から4のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

**【請求項7】**

前記MSCが、去勢済みドナー動物に由来し、任意で、前記去勢済みドナー動物が、雌イヌである、請求項3に記載の使用のための組成物。

**【請求項8】**

前記対象が、ヒト対象である、請求項1から7のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

**【請求項9】**

前記対象が、好ましくはヒツジ類、ウシ類、ウマ類、ブタ類、ネコ類、イヌ類、靈長類及びげっ歯類からなる群から選択される、非ヒト動物である、請求項1から7のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

**【請求項10】**

前記非ヒト対象が、イヌである、請求項9に記載の使用のための組成物。

**【請求項11】**

前記対象が、去勢済み非ヒト雌動物である、請求項1から5、7、9及び10のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

**【請求項12】**

前記対象が、去勢済み非ヒト雄動物である、請求項4、6、9及び10のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

**【請求項13】**

前記組成物が、細胞及び細胞分泌物を含む、請求項1から12のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

**【請求項14】**

対象における骨関節炎と関連した疼痛の治療における使用のための組成物であって、前記組成物が、前記対象と同性の1個体又は複数個体由來の間葉系幹細胞(MSC)を含み、前記MSCが、前記対象に対して自己ではない、組成物。